

上尾市立大谷小学校PTA会則

- 第1条 本会は、上尾市立大谷小学校PTAと称し、事業所を同小学校（上尾市大谷本郷528）内に置く
- 第2条 本会は、大谷小学校児童の父母及び教職員が主体となって児童福祉の増進をはかるとともに、会員相互の親睦と教養を高めることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 学校と家庭との連絡事項を緊密にする事業
 - (2) 民主教育に対する理解を深め、これを推進する事業
 - (3) 児童の学習奨励に関する事業
 - (4) 児童の保護補導に関する事業
 - (5) 児童の健康増進に関する事業
 - (6) 学校の教育的環境の整備に関する事業
 - (7) 地域における社会教育の振興に協力する事業
 - (8) 会員相互の親睦をはかり教養を高める事業
 - (9) その他必要事業
- 第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動し、非宗教的、非営利的、非政党的であって、他のいかなる団体にも関与しないし、関与をも受けない。
- 第5条 本会は、大谷小学校児童の父母又はそれに代わる者及び教職員を会員として組織する。ただし、本会の趣旨に賛同し事業推進に援助を与えた者を理事会の承認を得て賛助会員とすることができる。
- 第6条 本会に次の役員をおく。
- | | | | |
|-----|-------|-----|---------|
| (1) | 会 長 | 1 名 | (P) |
| (2) | 副 会 長 | 相当数 | (P・T) |
| (3) | 書 記 | 相当数 | (P・T) |
| (4) | 会 計 | 相当数 | (P・T) |
| (5) | 幹 事 | 相当数 | (P) |
| (6) | 常任理事 | 相当数 | (P・T) |
| (7) | 理 事 | 相当数 | (P・T) |
| (8) | 顧 問 | 若干名 | (P) |
- 第7条 役員の仕事は、次の通りとする。
- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
 - (2) 副会長は、会長を助け、会長事故あるときは代理する。
 - (3) 会計は、会長の命を受け会計一切を司る。
 - (4) 幹事は会務及びその他の庶務にあたる。
 - (5) 書記は、会長の命を受け文書発送その他の庶務にあたる。
 - (6) 常任理事は、緊急な会務を審議し執行する。
 - (7) 理事は、会務を審議し執行する。
 - (8) 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、会計を監査する。
- 第8条 役員を選出は、次の通りとする。
- (1) 会長、副会長及び幹事は理事会で会員中から選出し、総会の承認を得て就任する。
 - (2) 会計、書記は、理事会にはかって会長が委嘱する。
 - (3) 常任理事は、各地区及び学年ごとに理事の互選による。
 - (4) 地区理事は、地区の各班、学級理事は、各学級で会員が選出する。
 - (5) 顧問は、理事会の協賛を経て会長に委嘱する。
 - (6) 各専門部の部員は、理事をもってあて、正副部長は、各部員の互選による。
- 第9条 役員の仕事は、次の通りとする。
- (1) 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - (2) 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第10条 本会は、運営上次の専門部を設ける。

- (1) 広報部
- (2) 成人教育部
- (3) 校外指導部
- (4) 環境保体部
- (5) 学年部

第11条 本会の会議を分けて、総会、理事会、常任理事会、各部会とする。

- (1) 総会は、最高議決機関であって、毎年1回、年度の始めに開く。ただし、必要とある時は、臨時に開くことができる。総会の議決は、出席者の過半数とする。
- (2) 理事会、常任理事会、各部会は、必要に応じて開き、各分野における会務を審議し執行する。

第12条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。会費は、年額3,000円とする。会費の集金は、年1回とする。(5月)

第13条 本会の会計年度は、4月1日から翌3月31日までとする。

第14条 本会則の施行に必要な細則は、別に定める。

第15条 本会則は、昭和42年4月1日から施行する。

第16条 P T A総合保険加入料会費は、1世帯年額100円とする。
(集金は、P T A会費集金時とする)

附 則	昭和52年		一部改正
	昭和60年		一部改正
	昭和62年		一部補足
	平成 3年	5月 8日	一部改正
	平成 4年	5月 7日	一部改正
	平成 6年	4月30日	一部改正
	平成 7年	4月27日	一部改正
	平成12年	5月 1日	一部改正
	平成14年	5月 2日	一部改正
	平成15年	5月 2日	一部改正
	平成16年	5月 7日	一部改正
	平成21年	5月 8日	一部改正
	平成24年	5月11日	一部改正
	平成26年	5月 9日	一部改正
	平成28年	5月13日	一部改正
	平成29年	5月12日	一部改正

弔慰規定

1. 会則第14条に基づいて、この規定を定める。
2. この規定は、大谷小学校P T A弔慰規定と称し、会員相互の親睦を図る。
3. 会員及び家族に次のことが生じた場合は、()内の金額を支出する。
 - (1) 会員が死亡した時 (10,000円)
 - (2) 児童が死亡したとき (10,000円)
 - (3) 会員が1ヶ月以上病氣療養した時 (5,000円)
 - (4) 児童が1ヶ月以上病氣療養した時 (5,000円)
 - (5) 会員の自宅(本屋)が火災にあった時 (5,000円)
 - (6) その他の場合は、その都度協議して決める